

令和5年度決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率の審査意見書

令和6年8月

宇治田原町監査委員

令和5年度 財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりである。

2. 審査期日

令和6年8月19日、21日

3. 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

記

単位：％

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	－	15.0	
②連結実質赤字比率	－	20.0	
③実質公債費比率	9.9	25.0	
④将来負担比率	95.1	350.0	

※0%以下の場合は「－」表示

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は0%以下になることから、早期健全化基準の15%と比較すると、これを下回り良好である。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は0%以下になることから、早期健全化基準の20%と比較すると、これを下回り良好である。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は9.9%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っているものの、近年悪化傾向にあり、今後注視していく必要がある。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は95.1%と令和4年度の100.0%から減少しており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回り懸念はないものの、今後注視していく必要がある。

以上のとおり、令和5年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる資料について審査を行い意見を列記したが、健全化を判断する4つの指標の比率はいずれも良好または懸念がないところであり、引き続き健全な財政運営に努められるよう期待し、監査の意見とする。

令和6年8月21日

宇治田原町監査委員 本 多 八 朗

同 藤 本 英 樹

宇治田原町長 西 谷 信 夫 様

令和5年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりである。

2. 審査期日

令和6年8月19日、21日

3. 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

記

単位：％

比率名	令和5年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	20.0	

※0%以下の場合は「—」表示

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

実質的な資金不足額は無く、資金不足比率も0%以下になることから、経営健全化基準の20%と比較すると、これを下回り良好である。

以上のとおり、令和5年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる資料について審査を行い意見を列記したが、その比率は良好であり、引き続き健全な水道事業運営に努められるよう期待し、監査の意見とする。

令和6年8月21日

宇治田原町監査委員 本 多 八 朗

同 藤 本 英 樹

宇治田原町長 西 谷 信 夫 様

令和5年度 下水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりである。

2. 審査期日

令和6年8月19日、21日

3. 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められる。

記

単位：％

比率名	令和5年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	—	20.0	

※0%以下の場合は「—」表示

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

実質的な資金不足額は無く、資金不足比率も0%以下になることから、経営健全化基準の20%と比較すると、これを下回り良好である。

以上のとおり、令和5年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる資料について審査を行い意見を列記したが、その比率は良好であり、引き続き健全な下水道事業運営に努められるよう期待し、監査の意見とする。

令和6年8月21日

宇治田原町監査委員 本 多 八 朗

同 藤 本 英 樹

宇治田原町長 西 谷 信 夫 様